

## 土地改良長期計画について

〔 令和 3 年 3 月 2 3 日  
閣 議 決 定 〕

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 4 条の 2 の規定に基づき、  
土地改良長期計画を別紙のように定める。



# 土地改良長期計画

令和3年3月



# 土地改良長期計画 目次

<b>まえがき</b>	1
-------------	---

<b>第1 農業・農村をめぐる情勢の変化</b>	3
--------------------------	---

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大
- 2 Society5.0の実現に向けた取組
- 3 農業・農村の抱える課題と農村の再評価
  - (1) 少子高齢化・人口減少による農業者の減少と農村集落機能の低下
  - (2) 農業生産基盤の脆弱化
  - (3) 農村の持つ価値や魅力の再評価
- 4 大規模自然災害の頻発化・激甚化
- 5 TPP、日EU・EPA、日米貿易協定、RCEP協定等新たな国際環境
- 6 持続可能な開発目標（SDGs）に対する関心の高まり

<b>第2 農業・農村が目指すべき姿</b>	11
------------------------	----

- 1 農業・農村が目指すべき姿
- 2 新しい時代が到来する中での土地改良事業
- 3 土地改良事業の推進に当たり踏まえるべき事項
  - (1) 中山間地域を含めた農村地域におけるスマート農業の加速化
  - (2) 農業者の高齢化・減少への対応
  - (3) 農業・農村の多様性への配慮
  - (4) 防災・減災対策の強化
  - (5) 気候変動、SDGsなど地球規模の課題への対応

<b>第3 土地改良事業の方向性</b>	18
----------------------	----

- 1 産業政策の視点：生産基盤の強化による農業の成長産業化
- 2 地域政策の視点：多様な人が住み続けられる農村の振興
- 3 両政策を支える視点：農業・農村の強靱化

<b>第4 政策課題を達成するための目標と具体の施策</b>	20
--------------------------------	----

- 1 政策課題と政策目標の枠組み
  - (1) 目標と具体の施策

(2) 成果の着実な達成に向けた土地改良事業の重点的・効果的な実施

## 2 目指す成果と達成に向けて講ずべき施策

(1) 政策課題1：生産基盤の強化による農業の成長産業化

**政策目標1** 担い手への農地の集積・集約化、スマート農業の推進による生産コスト削減を通じた農業競争力の強化

**政策目標2** 高収益作物への転換、産地形成を通じた産地収益力の強化

(2) 政策課題2：多様な人が住み続けられる農村の振興

**政策目標3** 所得と雇用機会の確保、農村に人が住み続けるための条件整備、農村を支える新たな動きや活力の創出

(3) 政策課題3：農業・農村の強靱化

**政策目標4** 頻発化・激甚化する災害に対応した排水施設整備・ため池対策や流域治水の取組等による農業・農村の強靱化

**政策目標5** ICTなどの新技術を活用した農業水利施設の戦略的保全管理と柔軟な水管理の推進

## **第5 大規模自然災害への対応** . . . . . 36

### 1 東日本大震災からの復旧・復興

(1) 政府の取組

(2) 地震・津波被災地における農業・農村の復興の方向性と具体の施策

(3) 原子力災害被災地における農業・農村の復興の方向性と具体の施策

### 2 大規模自然災害への備え

## **第6 計画の円滑かつ効果的な実施に当たって必要な事項** . . . . . 39

1 土地改良区の運営体制の強化

2 関連施策や関係団体との連携強化

3 技術開発の促進と普及、スマート農業への対応

4 人材の育成

5 入札契約の透明性、公平性及び競争性の向上と品質確保の促進

6 国民の理解促進

## **あとがき** . . . . . 44

## まえがき

農業生産の基盤である農地・農業水利施設等を整備・管理する土地改良事業は、農業者の発意・申請に基づき、実施区域内の農業者の3分の2以上の同意をもって実施することが原則となっている。

農業者の自発性を最大限に尊重する地域の発意に基づいた事業制度は、整備した施設の地域共同による利用・管理の側面と併せ、行政主導である他の公共事業にはない特徴を有している。

土地改良事業の申請、同意、実施に至る過程においては、農業者を中心とした多様な関係者が、地域における農業・農村の将来像を見通し、世代を超えて事業の効果が発揮されるよう合意形成を図っている。

また、土地改良区をはじめとする農業者組織が土地改良事業により整備された農地・農業水利施設等を共同で利用・管理することで、地域資源が適切に保全管理されている。

このように、我が国の農村では、健全な農村コミュニティの存在を前提とした農業生産活動の継続により農業の持続可能性が保たれ、農業・農村の持つ多面的機能が発揮されている。

土地改良事業が計画的に実施されるよう、土地改良法（昭和24年法律第195号）では、5年を一期として土地改良長期計画を立て、土地改良事業の実施の目標及び事業量を定めることとしている。

現行の土地改良長期計画は平成28年に策定されたものであり、計画期間は令和2年度までとなっている。さらに、農業・農村を取り巻く情勢が以下のとおり大きく変化したこと等を踏まえ、新たな土地改良長期計画（以下「本計画」という。）を策定する。

1点目は、「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）に基づき、人口減少が本格化する社会にあっても、食料・農業・農村の持続性を高めながら、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として各分野の施策を講じ、食料自給率の向上・食料安全保障の確立を図る必要があることである。

土地改良事業においては、環境との調和に配慮しつつ、事業の重点化、コスト縮減等を通じた事業の効率的な実施を旨とし、農業の成長産業化の観点から我が国の様々な気候風土に適した農業の多様性を活かした農業生産基盤の整備、国土強靱化の観点から農業水利施設の長寿命化とため池の適正な管理・保全・改廃を含む農村地域の防災・減災対策を効果的に推進することにより、良好な営農条件

を備えた農地・農業用水等の確保と有効活用、さらに、次世代への継承を図らなければならない。

2点目は、自然災害によるため池の被災が頻発する中制定された「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」（平成31年法律第17号）及び「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（令和2年法律第56号）に基づき必要な施策を実施する必要があるということである。また、大規模地震の発生確率の増加、異常気象の頻発化・激甚化等を踏まえれば我が国において国土強靱化の取組は引き続き喫緊の課題であり、「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定、平成30年12月14日変更）に基づき、国土強靱化に関する施策を推進することにより、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めていく必要がある。

土地改良事業においては、農業水利施設等の長寿命化等の推進、統廃合も含めたため池の総合的な対策の推進、ハザードマップの作成・周知、施設管理者のBCP（業務継続計画）作成、ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災・減災対策等を強化する必要がある。また、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による地域資源の保全管理を進めつつ、災害時には自立的な防災・復旧活動の機能を最大限活用できるよう体制整備を推進することが重要である。

3点目は、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大を続ける中策定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）についてである。

国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くことが力強く打ち出され、「ウィズコロナ」の経済戦略とともに、頻発化・激甚化する自然災害への対応として、ため池の整備や農業用ダムを含む利水ダムにおける洪水調節機能の強化等が明記された。また、農林水産業の成長産業化や美しく伝統ある農山漁村の次世代への継承も位置付けられるなど、社会経済が大きな変化を求められる中、土地改良事業に期待される役割は大きなものとなっている。

こうした大きな情勢の変化を踏まえ、今後の土地改良事業は、本計画に掲げる5つの政策目標と9つの施策を集中的に実施し、我が国農業の持続的発展と多様な人が住み続けられる農村の実現を目指す。



## 第1 農業・農村をめぐる情勢の変化

土地改良事業は、自然資本である「水」と「土」に直接手を加え、農業生産における基礎的な資源である農地・農業用水等の農業生産基盤を整備することで、農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善を図るものである。

かんがい排水のために国土の隅々まで張りめぐらされた農業用排水路の延長は約40万km、地球10周分にも及び、我が国の全農地面積440万haの3分の2に当たる約290万haに対し安定的にかんがい用水を供給するとともに、健全な水循環の維持・形成にも寄与している。

農業が持続的に発展し、食料等の農産物の安定供給及び多面的機能の発揮という役割を果たしていくためには、良好な営農条件を備えた農地・農業水利施設等について、中長期的な視点に立ち、適切に保全管理していくことがより一層重要となっている。

このため、農地・農業水利施設等の適切な保全管理を図る土地改良事業を、計画的かつ効果的に実施するに当たっては、農業・農村を取り巻く内外の諸情勢についての的確に認識した上で、適切に活用・対処していくことが重要である。

### 1 新型コロナウイルス感染症の拡大

今回の新型コロナウイルス感染症拡大により、人々の生命や生活のみならず、経済、社会、国際政治経済秩序、さらには人々の行動・意識・価値観にまで影響が波及しており、様々な課題や新たな動きなどが浮き彫りとなった。例えば、

- ① 特に行政分野でのデジタル化<sup>1</sup>・オンライン化<sup>2</sup>の遅れが明らかになった。
- ② 大都市において人口密度が高く、集住して日常活動を行うことのリスクや、経済機能等の国の中枢機能が一極に集中していることのリスクが改めて認識された。
- ③ 今回の感染症拡大に伴い人の移動に制約があった中で、テレワーク<sup>3</sup>や遠隔診療・遠隔教育などリモートサービスの活用・定着が進み始めたことは、国民の意識変化につながり、働き方を変えたり地方移住を前向きに考えるとい

---

<sup>1</sup> デジタル技術を使って既存製品の付加価値を高めたり、業務の効率化を図ったりすること。

<sup>2</sup> アナログな業務をネットワーク通信で行える状態にすること。

<sup>3</sup> ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。

う気運が増している。

- ④ 新技術を活用できるデジタル専門人材等が不足している。
- ⑤ デジタル化や自動化、AI<sup>4</sup>活用等の広範なデジタルトランスフォーメーション<sup>5</sup>の加速に伴い、国際標準や新たなルールづくりなど、我が国が積極的に主導する必要がある。
- ⑥ 人の流れ・物流が制限される中で、基礎的生活物資や製造業の不可欠な部品の供給について、特定国・地域に依存していたサプライチェーン<sup>6</sup>の脆弱さが表面化した。

農林水産分野や食品産業分野において、新型コロナウイルス感染症拡大は、高級食材や切り花等を中心に需要の減少や価格の下落などの大きな影響をもたらす一方で、食料輸出国による輸出規制など世界的な食料供給リスクに対する国民の関心の高まりや食品需要の変化も急速にもたらしている。

農村においては、都市部からの訪問が自粛されるなど、都市と農村の往来が停滞することによる所得確保の機会の喪失が懸念されるとともに、地域づくりにおいては、ソーシャルディスタンス（社会的距離）の保持のため、これまで当たり前だったワークショップ等での対面での密な議論が難しくなっている。

## 2 Society5.0の実現に向けた取組

人口減少社会に入り、産業競争力の低下や地域社会の活力低下が懸念される我が国において、デジタルトランスフォーメーションは極めて重要な課題となっている。ロボット、AI、IoT<sup>7</sup>など社会の在り方に影響を及ぼすデジタル技術が急速に進行する中、政府は「Society5.0<sup>8</sup>」を提唱した。

Society5.0が実現する社会では、IoTで全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、AIにより、必要な情報が必要な時に提供されるようになる。そして、ロボットや自動走行車等の技術により、少子高齢化、地方の過疎化といった現代社会が抱える課題が克服されるようになる。

---

<sup>4</sup> Artificial Intelligence：人工知能。学習・推論・判断といった人間の知能の持つ機能を備えたコンピュータシステム。

<sup>5</sup> デジタル技術を駆使して、経営や事業の在り方、生活や働き方を変革すること。

<sup>6</sup> 製品の原材料が生産されてから消費者に届くまでの一連の流れ。

<sup>7</sup> Internet of Things：モノのインターネットのこと。世の中に存在する様々なモノがインターネットに接続され、相互に情報をやり取りして、自動認識や自動制御、遠隔操作等を行うこと。

<sup>8</sup> サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

農業分野においても、今後の農業者の高齢化や労働力不足に対応しつつ、生産性を向上させ、農業を成長産業にしていくためには、デジタル技術の活用により、データ駆動型の農業<sup>9</sup>経営を通じて消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供していく、農業のデジタルトランスフォーメーションを実現することが不可欠である。また、農業現場のみならず行政手続などの事務についてもデジタルトランスフォーメーションを進めることが重要となっている。

特に、我が国が人口減少社会に移行する中で、現場の課題である生産性の向上と人手不足を技術で解決する、ロボット、AI、IoT等の先端技術を活用した「スマート農業<sup>10</sup>」が、新しい農業の形として期待されている。

農林水産省では、「スマート農業の実現に向けた研究会」を平成25年に設置し、内閣府の「戦略的イノベーション創造プログラム」をはじめとして官民が連携したスマート農業技術の開発を重点的に進めてきた。令和元年からは、全国各地の生産現場で実際にスマート農業を展開し、経営分析を行いながら情報発信をする「スマート農業実証プロジェクト」を開始するとともに、同年6月には「農業新技術の現場実装推進プログラム」を策定し、その推進に当たってきたところである。

### 3 農業・農村の抱える課題と農村の再評価

#### (1) 少子高齢化・人口減少による農業者の減少と農村集落機能の低下

日本の総人口は、今後100年間で100年前の水準(6,000万人程度)に戻っていく可能性があり、この変化は千年単位でも類を見ない極めて急激な減少となっている。農村地域では、昭和45年(1970年)以降一貫して人口が減少するとともに、平成27年(2015年)における高齢化比率(65歳以上人口の比率)は約31%(都市部は約24%)となっており、都市部に比べ20年程度早く高齢化が進行している。人口減少は農村の平地から山地になるほど顕著となり、山間地域では、令和27年(2045年)に平成27年(2015年)と比べ人口が半減すると見込まれている。

---

<sup>9</sup> 産地内における複数農業者の生産環境等に関するデータを蓄積・共有し、データ分析結果に基づき栽培技術・経営の最適化を図り、生産性・収益向上に結び付ける農業。

<sup>10</sup> ロボット技術やICT(情報通信技術)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業。スマート農業の効果の例は以下のとおり。①ロボットトラクタやスマートフォンで操作する水田の水管理システムなど、先端技術による作業の自動化により規模拡大が可能となる。②熟練農家の匠の技の農業技術を、ICTにより、若手農家に技術継承することが可能となる。③センシングデータ等の活用・解析により、農作物の生育や病害を正確に予測し、高度な農業経営が可能となる。

我が国の農業を支える基幹的農業従事者<sup>11</sup>を見ると、平成12年（2000年）から平成31年（2019年）までの19年間で240万人から140万人まで減少し、平均年齢は62歳から67歳まで上昇するなど、今後一層の減少、高齢化の進行が懸念されることから、担い手<sup>12</sup>の確保がこれまで以上に難しくなり、農業の持続可能性がなくなることが懸念される地域が発生する可能性がある。

また、近年の農村における総農家数5戸以下の小規模な農業集落<sup>13</sup>は、平成22年（2010年）から平成27年（2015年）までの5年間で、中間地域で9,496集落から12,160集落（28%上昇）となり、山間地域で7,930集落から9,906集落（25%上昇）に増加している。混住化は中山間地域にも広がっており、同地域の農業集落の総戸数に占める非農家の割合は、平成22年（2010年）から平成27年（2015年）までの5年間で、中間地域で79.2%から82.5%まで、山間地域では76.2%から79.2%まで上昇し、農家の占める割合は約2割にまで低下している。

こうした状況は、地域コミュニティの維持に支障を及ぼし、農村協働力<sup>14</sup>を介して行われてきた農地・農業用水等の地域資源の保全管理が十分に行われなくなるおそれがある。

## （2）農業生産基盤の脆弱化

少子高齢化・人口減少が進行し、今後、農業者の更なる減少が見込まれる中、食料生産と国土保全の基盤である農地面積も、ピーク時の609万ha（昭和36年（1961年））から58年間で169万ha（27.8%）減少し、440万ha（令和元年（2019年））となっている。

---

<sup>11</sup> 自営農業に主として従事した世帯員のうち、普段の主な状態が「主に仕事（農業）」である者。平成7年（1995年）は256万人、平成17（2005年）年は224万人、平成27年（2015年）は175万人と年々減少。

<sup>12</sup> 効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営（認定農業者、認定新規就農者、将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農）。

<sup>13</sup> 市区町村の区域の一部において、農業上形成されている地域社会のことをいう。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。

<sup>14</sup> 農村における社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）に相当するもの。農村における社会資本の共同利用・共同管理等を基軸とした人々のつながりにより発揮される能力ないし機能であり、農業生産の基盤である農地や農業水利施設等の「社会資本」、それと密接不可分な関係にある自然環境や生態系といった「自然資本」、同じ空間で生産と生活を営む農業者や地域住民等の「人的資本」を媒介し円滑に機能させることにより、地域の潜在力が総合的に発揮され、農村が持続的かつ安定的に存続することを可能とするもの。

また、荒廃農地<sup>15</sup>の面積は、令和元年（2019年）には28万4千haであり、そのうち中山間地域には17万9千ha（63%）存在している。

さらに、農業水利施設については、ダムや頭首工、用排水機場等の点的な基幹的<sup>16</sup>施設が7,600箇所、基幹的水路が約5万km整備されており、農業水利ストック全体の資産価値は再建設費ベース<sup>17</sup>で33兆円に達している。基幹的農業水利施設の相当数は、戦後から高度経済成長期にかけて整備されてきたことから、老朽化が進行しており、約3割の基幹的農業水利施設が標準耐用年数を超過し、今後10年間で約4割に達する見通しである。

施設の老朽化の進行に伴い、パイプラインの破裂による漏水事故などの突発事故が増加傾向にある中、農業水利施設の更なる脆弱化は、国民に対する食料供給を不安定なものにするおそれがあるだけでなく、都市部を含めた地域の生命・財産に被害をもたらす可能性もある。

また、地域の農業生産の水源であり、貴重な親水空間としても受け継がれてきた農業用ため池については、西日本を中心に、全国で約16万箇所存在している。農業用ため池の約7割は江戸時代以前に築造されたもの又は築造年が不明なものであり、地震への耐震性や近年頻発する豪雨への脆弱性が懸念されている。

基幹的な農業水利施設の維持管理は、土地改良区<sup>18</sup>等により行われているが、組合員の高齢化・減少に伴い組織運営体制が脆弱化し、今後、農業水利施設を適切に維持管理していくことが困難になるおそれがある。農地周りにある末端の小規模な農業水利施設については、集落（水利組合等）によって管理されているが、高齢化の進行、土地持ち非農家<sup>19</sup>の増加等により地域のコミュニティ機能が低下すると、これら施設の管理が行き届かなくなる状況が懸念される。さらに、この状況が続くと、近い将来、農村集落そのものが弱体化し、農業水利施設の管理の粗放化、荒廃農地の増大、ひいては農村の暮らしや農村固有の伝統・文化の喪失につながるおそれがある。

---

<sup>15</sup> 現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地のこと。

<sup>16</sup> 受益面積100ha以上の施設。基幹的農業水利施設とは、受益面積100ha以上のダム、頭首工、用排水機場、水路等。

<sup>17</sup> 同じ機能及び構造のものを、現在の一般的な施工水準及び現在価値をもって再建設する場合の費用により施設を評価したもの。

<sup>18</sup> 農業水利施設等の整備・管理を行う土地改良事業を実施することを目的として、地域の関係農業者により組織された団体。

<sup>19</sup> 農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯。

### (3) 農村の持つ価値や魅力の再評価

一方で、これまで農業・農村との関わりが少なかった都市部で農業・農村の価値や魅力が再認識され、都市と農村を往来したり農村に定住したりするなど、「田園回帰」による人の流れが全国的な広がりを持ちながら継続しており、農業と他の仕事を組み合わせた働き方である「半農半X」、デュアルライフ（二地域居住）やサテライトオフィス<sup>20</sup>などの多様なライフスタイルの普及や、関係人口<sup>21</sup>の創出・拡大、インバウンド需要の取り込みといった、地域活性化に貢献する動きがみられる。こうした動きも踏まえ、関係人口も含め広く地域内外の人材が関わり合う農村協働力の深化を図ることが重要である。

他方、前述のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大による都市農村交流の停滞や地域づくりの取組の制約に伴い、地域のコミュニティ機能の低下及び農村協働力の深化に向けた取組への影響が懸念される。

## 4 大規模自然災害の頻発化・激甚化

平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨をはじめとした大規模な自然災害が近年頻発し、農地・農業水利施設等においても多大な被害を受ける事態が発生している。

1時間降水量80mm以上の「猛烈な雨」の発生回数をみても、平成22年（2010年）から令和元年（2019年）までの10年間で年平均24回生じており、昭和51年（1976年）から昭和60年（1985年）までの10年間の年平均14回と比べ1.7倍となっているなど、短時間強雨の発生回数が増加している。

大規模な自然災害の増加は、我が国の農業生産基盤や農村に居住する人々の生活基盤を脅かす深刻な問題となっており、湛水被害等のリスクに対応する農地及び周辺地域の排水対策の必要性が高まっている。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書<sup>22</sup>では、今世紀末までに極端な降水がより強く、より頻発する可能性が非常に高いとされている。

また、今後30年以内に70%程度の確率で発生が予想されている南海トラフ沿いの大規模地震の被害想定範囲には、全国の基幹的農業水利施設の約3割が存在しており、南海トラフ地震や首都直下地震等の発生に備え、農業水利施設においても耐震対策の必要性が高まっている。

---

<sup>20</sup> 企業又は団体の本拠から離れた所に設置された事務所。

<sup>21</sup> 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

<sup>22</sup> 「気候変動に関する政府間パネル第5次評価報告書統合報告書」（平成27年2月）

## 5 TPP、日 EU・EPA、日米貿易協定、RCEP 協定等新たな国際環境

TPP11<sup>23</sup>、日 EU・EPA<sup>24</sup>、日米貿易協定<sup>25</sup>、RCEP 協定<sup>26</sup>等により、農林水産品の輸出先国の関税の削減・撤廃が進む中、生産者が持つ可能性と潜在力をいかに発揮できる環境を整え、高品質な我が国農林水産物を求める海外の需要や現時点で輸入品に賄われており今後も伸びが見込まれる国内需要へ対応した国内生産を拡大するため、農林水産物の生産基盤を強化することが必要となっている。

こうした中、「総合的な TPP 等関連政策大綱」（令和 2 年 12 月 8 日 TPP 等総合対策本部決定）に基づき、水田・畑作・野菜・果樹等の産地・担い手による創意工夫・地域の強みを活かしたイノベーション（革新）の取組やスマート農業の活用取組を中小・家族経営や条件不利地域も含めて支援し、農業の国際競争力の強化を図ることが喫緊の課題となっている。

なお、海外においては人口増加・所得向上により、農林水産物・食品市場が平成 27 年（2015 年）の 890 兆円から令和 12 年（2030 年）には 1.5 倍の 1,360 兆円に拡大すると見込まれる。あわせて、TPP11、日 EU・EPA、日米貿易協定、RCEP 協定等により、世界の GDP の約 8 割を占める巨大な市場が構築されることが見込まれる。国内市場が縮小する中で、我が国の農林漁業者の所得向上を図るには、農林水産物・食品の輸出の大幅な拡大を図り、世界の食市場を獲得していくことが不可欠である。農林水産物・食品の輸出額を 2025 年までに 2 兆円・2030 年までに 5 兆円とする目標<sup>27</sup>の達成には、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和 2 年 12 月策定）に基づき、海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格）の産品を専門的・継続的に生産・販売する（マーケットイン<sup>28</sup>）体制整備を進める必要がある。

---

<sup>23</sup> 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定。平成 30 年（2018 年）3 月に 11 か国の閣僚が署名を行い、平成 30 年（2018 年）12 月 30 日に発効された。

<sup>24</sup> 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定。平成 30 年（2018 年）7 月に署名が行われ、平成 31 年（2019 年）2 月 1 日に発効された。EPA は、Economic Partnership Agreement（経済連携協定）の略。

<sup>25</sup> 令和元年（2019 年）9 月 26 日、米国のニューヨークで行われた日米首脳会談において、「日米貿易協定」の最終合意が確認され、令和 2 年（2020 年）1 月 1 日に発効された。

<sup>26</sup> 地域的な包括的経済連携協定。令和 2 年 11 月 15 日、テレビ会議形式で行われた第 4 回 RCEP 首脳会議において、15 か国により署名された。

<sup>27</sup> 「食料・農業・農村基本計画」（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2020」・「成長戦略フォローアップ」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、2025 年までに 2 兆円、2030 年までに 5 兆円という輸出額目標を設定。

<sup>28</sup> 消費者の要望・ニーズを把握して商品を企画・開発し、消費者が求めているものを求めているだけ市場に出すこと。

## 6 持続可能な開発目標（SDGs）に対する関心の高まり

平成 27 年（2015 年）の国連サミットにおける、令和 12 年（2030 年）までの開発目標である「持続可能な開発目標（SDGs）<sup>29</sup>」の採択以降、SDGs への関心は世界的に高まっており、それとともに、SDGs に対する国内の取組も官民を問わず着実に広がってきている。

自然資本や環境に立脚した食料・農業・農村分野は、SDGs が目指す環境・経済・社会の統合的向上において果たす役割が非常に大きく、他産業に率先して SDGs の実現に貢献することが求められている。

---

<sup>29</sup> 平成 13 年（2001 年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された令和 12 年（2030 年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。SDGs は Sustainable Development Goals の略。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

我が国では、平成 28 年（2016 年）5 月に内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs 推進本部」を設置し、同本部の下で、行政、民間セクター、NGO・NPO、有識者、国際機関、各種団体等を含む幅広い関係者によって構成される「SDGs 推進円卓会議」における対話を経て、同年 12 月、今後の日本の取組の指針となる「SDGs 実施指針」を決定した。



## 第2 農業・農村が目指すべき姿

### 1 農業・農村が目指すべき姿

国民が農業・農村に期待する役割として、「食料の安定供給」と「多面的機能の発揮」が「食料・農業・農村基本法」（平成11年法律第106号）の基本理念に掲げられている。国民に対する食料の安定的な供給については、国内の農業生産の増大を図ることが基本であり、農業者や農地面積の減少等の情勢変化等を踏まえれば、平素から農業の担い手や必要な農業労働力、農地面積、農業技術を確保しておくことにより、我が国の食料安全保障を一層確かなものとしていくことが重要である。多面的機能の発揮の観点からは、農業の有する自然循環機能の維持増進を図り、環境と調和した農業を実現していく必要がある。

また、農村は、農業生産活動が行われる現場であると同時に、農業者を含む多様な人々が日常生活を営む生活基盤であることから、農業の発展の基盤たる役割を果たしており、その振興が図られなければならない。

このことから、少子高齢化・人口減少による農業者の減少及び農村集落機能の低下が進む中で、国民への食料の安定供給、農業が有する多面的機能の発揮を将来にわたって確保していくためには、

① 人口減少下で持続的に発展する農業

② 多様な人が住み続けられる農村

を農業・農村が目指す姿とし、インフラ整備を通じ農業・農村を下支えする役割を担う土地改良事業を推進していくことが重要である。

### 2 新しい時代が到来する中での土地改良事業

新型コロナウイルス感染症の流行により、世界が今、大きな変化に直面する中で、土地改良事業においても新たな時代を見据えた取組が必要である。

テレワーク等のリモートサービスの活用・定着が進んだことは地方移住を前向きに考えるという気運向上にもつながるものであり、この気運を田園回帰の動きとも連動させ、関係人口の創出・拡大、農村協働力の強化にもつなげていくことが重要である。また、食料のサプライチェーンが大きく混乱する中、テレワークの普及も相まって、家庭食に回帰するとともに、いわゆる「応援消費」を通じて消費者が生産者を支えようとする新たな動きもみられる。新型コロナウイルス感染症の動向は予断できないものの、こうした生産・消費の変化を前向きに捉え、国産食料の安定供給や省力化・省人化によるサプライチェーンの

効率化に向けた取組を進める必要がある。

加えて、Society5.0 が実現する社会に向け、農業分野ではスマート農業の実現が求められており、土地改良事業においても自動走行農機に対応したほ場の大区画化等、スマート農業の実装を可能とする基盤整備を進めるとともに、研究開発の積極的推進、新技術の普及に係る体制の構築・強化、人材の育成・確保に取り組む必要がある。

さらに、持続可能な社会の実現に向けた SDGs の取組が国際的に広がり、人々の意識や行動を大きく変えつつある中、自然資本や環境に立脚している農業の持続的な発展のため土地改良事業においても SDGs の達成に率先して貢献していくとともに、事業の意義や必要性について国民理解の醸成を図っていくことが重要である。また、次世代が安心できる持続可能な食料供給システムの構築に向け、中長期的な観点から、生産から消費までの各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進し、SDGs への対応を図る「みどりの食料システム戦略」も踏まえつつ推進していくことが重要である。

### 3 土地改良事業の推進に当たり踏まえるべき事項

農業・農村が目指すべき姿を実現するには、新しい時代が到来する中での農業・農村をめぐる情勢の変化を考慮し、以下の5つの事項を踏まえ、農地の集積・集約化<sup>30</sup>、高収益作物への転換、農業水利施設の機能の保全管理を図る土地改良事業を推進していく必要がある。

#### (1) 中山間地域を含めた農村地域におけるスマート農業の加速化

##### (スマート農業に対応した基盤整備)

農林水産省では、平成25年に「スマート農業の実現に向けた研究会」を立ち上げ、官民が連携したスマート農業技術の開発が重点的に進められてきた結果、ロボットトラクタや水田の水管理システム等の技術開発が進み、実用段階に入っている。

このような動きも踏まえ、土地改良事業において、農作業の省力化・高度化を図る自動走行農機や ICT<sup>31</sup>水管理、傾斜地の多い中山間地域における無線草

---

<sup>30</sup> 農地の集積とは、農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大することをいう。農地の集約化とは、農地の利用権を交換すること等により、農地の分散を解消することで農作業を連続的に支障なく行えるようにすることをいう。

<sup>31</sup> Information and Communication Technology：情報や通信に関する技術の総称。

刈機等を活用するスマート農業が実装可能となる基盤整備を推進していく。野菜や果樹などの高収益作物についても、産学官が連携した研究開発の状況を踏まえつつ、スマート農業に対応した基盤整備を推進していくことが重要である。

#### **（情報通信環境の整備）**

農業水利施設、集落排水施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性化やスマート農業の実装を促進するため、農村地域の情報通信環境の整備を推進していくことが重要である。

#### **（施設の保全管理の省力化・高度化）**

農業水利施設の保全管理の大宗を担っている土地改良区の職員の高齢化・減少等を踏まえ、農業水利施設の維持管理の更なる省力化・効率化が重要となっている。このため、ドローン<sup>32</sup>（無人航空機）等のロボットや ICT 等を活用した日常点検、機能診断、施設監視等の省力化・高度化を図る技術開発を推進していくことが重要である。

### **（2）農業者の高齢化・減少への対応**

#### **（農作業の省力化）**

今後の農業者の高齢化や労働力不足に対応するため、担い手への農地の集積・集約化を図る農地の大区画化、農業用排水路における維持管理労力の軽減を図るパイプライン化等を進めるとともに、生産性向上や維持管理の省力化を図るスマート農業を推進していくことが重要である。

#### **（農業水利施設のストック適正化）**

農業者の高齢化・減少により、土地改良区等を中心に長く行われてきた農業水利施設の維持管理が困難になるおそれがあることから、農業水利施設の更新に際しては、維持管理の省力化・省エネルギー化等による維持管理費の節減や更新費の低減に資する施設の集約や再編、統廃合等によるストックの適正化を推進していくことが重要である。

#### **（農地の有効活用）**

本格的な人口減少社会の到来により、今後、農地集積、新規就農の促進、スマート農業の普及等の政策努力を払ってもなお耕作困難な農地が発生するこ

---

<sup>32</sup> 無人航空機（UAV：Unmanned aerial vehicle）。安価で操縦の容易さから急速に発展し、ホビーから業務用まで様々な機種が普及している。

とが懸念される。このため、高齢化や人材不足が深刻化している限界集落等の地域において、農地・農業用水等の地域資源の維持・継承のために、地域住民自らが土地利用構想を策定し、集落営農<sup>33</sup>や地域外からの農業参入を考慮したエリアのほか、景観に配慮した粗放的な農地、生物多様性の維持を目指した農地、林地化による他業種の創出を図る農地等に地域を区分して取り組んでいる事例や、少子高齢化・人口減少にも対応した多様な農地利用方策等に関する「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」の議論等を踏まえ、農地の有効活用や適切な維持管理等を進める必要がある。

### (3) 農業・農村の多様性への配慮

#### (多様な地形条件、営農形態に応じた事業の推進)

我が国の国土は南北に長く、地理的条件や気象条件が異なり、稲作、畑作、施設園芸、果樹、畜産といった地域の特性を活かした多様な農業が営まれるとともに、経営形態・経営規模は、家族経営、法人経営、中小規模から大規模まで多様化している。

例えば、北海道は、大規模農業経営により、我が国最大の食料供給基地の地位を確立しており、沖縄県は、亜熱帯地域という気候特性を活かし、甘味資源作物や冬春期を主体とした園芸作物の産地となっている。また、中山間地域や離島などの条件不利地域では、農業が地域の基幹産業としての役割を果たしている例も多く見られる。

このように、各地域の特性を踏まえ、多様な農村の資源を活用して、地域のニーズに応じた柔軟できめ細やかな整備を行うことにより、地域の創意工夫が発揮されるような取組を支援することが重要である。また、輸出目標5兆円の達成に向け、土地改良事業においても、輸出先のニーズに応じた産品を生産するために必要な基盤整備を実施していくなど将来の国内外の需要の変化や営農形態の変化にも柔軟に対応できる整備とすることが重要である。

営農段階においては、今後創出される生産から流通、加工、消費までのデータの相互利用を可能とするスマートフードチェーン<sup>34</sup>を活用することも重要で

---

<sup>33</sup> 集落を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農。具体的には、集落で農業用機械を共同所有し集落ぐるみのまとまった営農計画等に基づいて集落営農に参加する農家が共同で利用する、集落の農地全体を一つの農場とみなし集落内の営農を一括して管理・運営する、作付地の団地化等、集落内の土地利用調整を行う等の取組を行うもの。

<sup>34</sup> 国内外の市場や消費者のニーズに機動的に応えるため、農業データ連携基盤（WAGRI）の機能を拡張し、農林水産物・食品の生産から販売・消費・輸出に至るまでの様々なデータを収集・活用すること。

ある。

#### (地域資源の保全と活用)

農村は、農地・農業用水のほか、美しい農村景観、豊かな生態系、農村固有の伝統文化等、都市と異なる多種多様な有形無形の地域資源を有している。土地改良事業の実施に当たっては、農村の魅力が増大するよう、このような地域資源を適切に保全管理しながら持続可能な形で最大限活用することが重要である。地域資源の保全と活用により、都市住民を含む国民全体の生活と国民経済全体に裨益する多面的機能の維持・拡大と生態系サービス<sup>35</sup>の維持・強化に努めることが重要である。

#### (開かれた農村協働力の拡大)

農業者の高齢化・減少、農村の混住化、土地持ち非農家の増加等による農業・農村の構造変化により、地域の農業者が担っていた末端水路の清掃や泥上げが困難となるなど、農村協働力の低下とその発現機会の減少が更に進行することが懸念される。

今後は、地域の農業者を主体としていた「地縁的な」農村協働力の充実に加え、集落を越えた地域や関係人口を含む都市住民との連携を深めた「開かれた」農村協働力の拡大を図ることが重要である。例えば、多面的機能支払等の活動で培われてきた地域の自主性や農村協働力等の優れた面を活用しつつ、その取組を更に発展させるとともに、これまで以上に多様な主体が参加することにより、地域資源の管理を広域的に担う体制整備を推進していくことが重要である。

### (4) 防災・減災対策の強化

#### (ハード、ソフト対策による事前防災の徹底)

頻発化・激甚化する豪雨、地震等の自然災害に適切に対応し、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現する防災・減災、国土強靱化の取組の重要性が一層増している。

このため、「国土強靱化基本計画」、「防災・減災、国土強靱化のための5か

---

<sup>35</sup> 人間が生態系から受け取る便益であり、次の4つのサービスからなる。①供給サービス（食料、水、原材料、エネルギー等の供給）、②調整サービス（大気・水の調節、気候の調整、局所災害の緩和や土壌浸食の抑制）、③文化的サービス（自然景観の保全、レクリエーションや観光の場と機会、精神的・宗教的価値）、④基盤サービス（人々の生活に直接影響する①～③の基盤となるサービス。生物多様性の維持、生息・生育環境の提供等）。※国連提唱の下2005年に発表された「ミレニアム生態系評価」での定義。

年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定。以下「5か年加速化対策」という。）等を踏まえ、農業水利施設等の耐震化、排水機場の整備・改修等のハード対策とともに、ハザードマップ作成等のソフト対策を適切に組み合わせ、防災・減災対策を推進していくことが重要である。

#### （農地・農業水利施設を活用した「流域治水」の取組の推進）

土地改良事業においては、大雨が予想される際にあらかじめ農業用ダムやため池の水位を下げることによる洪水調節機能の強化、田んぼダム<sup>36</sup>による下流域の湛水被害リスクの低減、農地の湛水被害のみならず市街地や集落の湛水被害も防止・軽減させる排水機場等の適切な機能発揮など、あらゆる関係者が流域全体で行う協働の取組である「流域治水」を推進していくことが重要である。

### （5）気候変動、SDGs など地球規模の課題への対応

#### （気候変動リスクへの対応強化）

気候変動の影響は、気温上昇や海面上昇、降水パターンの変化による洪水や干ばつの増加など、世界中の様々なところに現れており、気候変動対策は、国際社会において一刻を争う重要課題となっている。

特に農業は、気候変動の影響を最も受けやすい産業の一つであり、高温による農作物の生育障害・品質低下、多雨や渇水による水資源利用への影響、栽培適地の変化や水需要の変化は、農業者の持続的な営農に影響を与えるおそれがある。

土地改良事業においては、渇水対策として、用水管理の自動化やパイプライン化等による用水量の節減、ため池・農業用ダムの運用変更による既存水源の有効活用、水利権の変更等を進めることが重要である。また、湛水等の対策として、排水機場や排水路等の整備による農地の湛水防止等の推進、湛水に対する脆弱性が高い施設や地域の把握、ハザードマップ作成等による効率的な対策を実施することが重要である。

さらに、これまで輸入に依存していた亜熱帯・熱帯果樹等の新規導入や転換など気候変動がもたらす機会の活用を推進することも重要である。

#### （SDGs の達成に資する取組推進）

持続可能な社会の実現に向けた SDGs の取組が国際的に広がり、人々の意識や行動を大きく変えつつある。農業生産活動は、自然界の物質循環を活かした

---

<sup>36</sup> 河川や水路の水位の急上昇を抑え、下流域の浸水被害リスクを低減させるため、流出量を抑制するための堰板や排水口を設置することにより、水田の雨水の一時貯留能力を高める取組。

が行われており、SDGs が目指す環境・経済・社会の統合的向上において果たす役割が非常に大きい。

土地改良事業は SDGs の 17 のゴールのうち、

- ・干ばつ、洪水等に対する適応能力を向上させ、持続可能な食料生産システムを確保する等の観点から「2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」に、
- ・水の利用効率を大幅に改善する、水に関わる分野の管理向上への地域コミュニティの参加を支援・強化する等の観点から「6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」に、
- ・質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱なインフラ開発等の観点から「9. 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」に、
- ・劣化した土地と土壌を回復し土地劣化を防ぐ等の観点から「15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する」等に貢献するものである。

また、土地改良事業の実施に当たりその深化が図られる農村協働力は「6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」や「17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」に貢献するものである。

このように土地改良事業の実施は SDGs の達成にも広く貢献するものであり、引き続き推進していくことが重要である。

### 第3 土地改良事業の方向性

土地改良事業は、農業生産における基礎的な資源である農地・農業水利施設等の農業生産基盤を整備・管理するものであり、良好な営農条件を備えた優良農地を確保し、農業の生産性向上等を図るものである。

また、土地改良事業は、生産と生活の場が一体となった農村において実施されることから、産業政策と地域政策の双方の側面を有している。農業・農村が目指すべき姿として掲げた、「持続的に発展する農業」と「多様な人が住み続けられる農村」を実現するには、産業政策<sup>37</sup>、地域政策<sup>38</sup>それぞれの視点に立ち、地域振興施策をはじめとする他の関連施策と連携するとともに、近年頻発化・激甚化する自然災害に対応する農業・農村の強靱化を図ることが、土地改良事業の実施に当たり必要である。

#### 1 産業政策の視点：生産基盤の強化による農業の成長産業化

農業者の高齢化・減少が進行していくと見込まれる中で、農業を持続的に発展させるためには、平地や中山間地、多様な経営体などそれぞれの地域特性を活かしながら経営マインドや営農意欲を持った農業者が活躍できる環境を整備することにより農業を成長産業化し、農業・農村の所得向上を図っていく必要がある。

地域における将来の在り方に関する徹底的な議論を踏まえ、生産コスト削減のための農地の大区画化、高収益作物を中心とした営農体系への転換のための水田の汎用化<sup>39</sup>・畑地化、農産物のブランド化等の高付加価値化による収益力向上のための畑地かんがい施設の整備、農作業の省力化・高度化のためのスマート農業の実装等を推進する必要がある。

#### 2 地域政策の視点：多様な人が住み続けられる農村の振興

食料を安定的に供給する基盤であり、多面的機能を発揮する場である農村に、多様な人が住み続けられるよう、所得と雇用機会、生活インフラの確保等が必要である。

---

<sup>37</sup> 農業の構造改革や新たな需要の取り込み等を通じて農業や食品産業の成長産業化を促進するための政策。

<sup>38</sup> 構造改革を後押ししつつ農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための政策。

<sup>39</sup> 通常の肥培管理で麦・大豆等の畑作物や野菜を栽培できるよう、水田に排水路や暗渠を整備して水はけを良くすること。



一方で、高齢化や人材不足が深刻化している限界集落等の地域において、農地の区画整理等の土地改良事業を実施する場合には、整備後に農地として維持することが困難な土地が生じることのないよう、一部を粗放的に利用する、あるいは林地化することも含めて、事前に地域において徹底した議論を行うことが重要である。

また、地域を支える開かれた農村協働力を発揮するため、土地改良区や多面的機能支払の活動組織等の体制整備・強化を推進していく必要がある。

### 3 両政策を支える視点：農業・農村の強靱化

農業者や農村人口の高齢化・減少、自然災害の頻発化・激甚化が今後更に見込まれる中、農業・農村の振興を図るには、その前提として、農業生産や農村生活を支えるインフラの強靱性や持続性を強化する必要がある。

農村が有する多様な地域資源を保全・活用するため、ハード対策、ソフト対策及び災害復旧を組み合わせた農業・農村の防災・減災対策を適切に行う必要がある。さらに、農業水利施設の継承を適切に図るため、老朽化した農業水利施設の戦略的な保全管理等を促進していく必要がある。

## 第4 政策課題を達成するための目標と具体の施策

### 1 政策課題と政策目標の枠組み

#### (1) 目標と具体の施策

農業・農村が目指すべき姿の実現に向け、第2で掲げた視点を踏まえつつ事業を計画的かつ効果的に実施するため、3つの政策課題に対応した5つの政策目標を定め、その達成に向けて重点的に取り組むべき具体の施策を整理する(表1)。

なお、農業・農村が目指すべき姿の実現に当たっては、土地改良事業と様々な取組を組み合わせる実施することが有効であり、本計画において対象とする施策は、土地改良事業を基本としつつ、関連する取組も含めることとする。

#### (2) 成果の着実な達成に向けた土地改良事業の重点的・効果的な実施

厳しい財政事情の下で限られた予算を最大限有効に活用し、成果を着実に達成する観点から、施策の不断の点検と見直しを行うとともに、目的に応じた施策の選択と集中的実施が重要である。

施策の企画・立案に当たっては、達成すべき政策目的を明らかにした上で、合理的根拠に基づく施策の立案(EBPM: Evidence-Based Policy Making)を推進するとともに、その時々国内外の需要や消費動向の変化等に臨機応変に対応し、国内生産の維持・増大と農業者の所得向上を実現していくことが重要である。

また、事業の実施に当たっては、ハード・ソフトの対策を適切に組み合わせつつ施策を効果的に講ずることが重要である。

さらに、データの活用に基づく政策評価を積極的に実施し、施策の効果、問題点等を検証するとともに、政策評価に関する情報の公開を進めることが重要である。

(表 1)

<b>政策課題 1 : 生産基盤の強化による農業の成長産業化</b>
<b>政策目標 1</b> 担い手への農地の集積・集約化、スマート農業の推進による生産コスト削減を通じた農業競争力の強化
(1) 担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を図る農地の大区画化等の基盤整備の推進 (2) 水田の大区画化、畑地・樹園地の区画整理や緩傾斜化等、自動走行農機・水需要の多様化に対応可能な ICT 水管理等によるスマート農業の推進
<b>政策目標 2</b> 高収益作物への転換、産地形成を通じた産地収益力の強化
(3) 水田の汎用化や畑地化を推進し、野菜や果樹などの高収益作物に転換するとともに、関連施策と連携した輸出の促進
<b>政策課題 2 : 多様な人が住み続けられる農村の振興</b>
<b>政策目標 3</b> 所得と雇用機会の確保、農村に人が住み続けるための条件整備、農村を支える新たな動きや活力の創出
(4) 中山間地域等の地域の特色を活かした基盤整備と生産・販売施設等の整備との一体的推進、施設等の整備を通じた省力化により多様な働き方を実現する農村の働き方改革の推進 (5) 農業集落排水施設の省エネルギー化、集落道の強靱化、情報通信環境の整備等、農村の生活インフラを確保することにより、リモートワークや農泊などによる田園回帰や関係人口の創出・拡大の促進 (6) 農業・農村を支える土地改良区等の多様な人材の参画による組織運営体制の強化
<b>政策課題 3 : 農業・農村の強靱化</b>
<b>政策目標 4</b> 頻発化・激甚化する災害に対応した排水施設整備・ため池対策や流域治水の取組等による農業・農村の強靱化
(7) 防災重点農業用ため池に係る劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、防災工事の集中的かつ計画的な推進 (8) 農業水利施設の耐震対策、排水機場の整備・改修及び既存ダムの洪水調節機能強化、水田の活用（田んぼダム）による流域治水の推進
<b>政策目標 5</b> ICT などの新技術を活用した農業水利施設の戦略的保全管理と柔軟な水管理の推進
(9) ロボットや ICT 等も活用した施設の計画的かつ効率的な補修・更新等による戦略的な保全管理の徹底、柔軟な水管理を可能とする整備等の推進

## 2 目指す成果と達成に向けて講ずべき施策

### (1) 政策課題1：生産基盤の強化による農業の成長産業化

#### **政策目標1** 担い手への農地の集積・集約化、スマート農業の推進による生産コスト削減を通じた農業競争力の強化

農業の競争力を強化するには、担い手への農地の集積・集約化を進めることが重要であり、人・農地プランによる地域農業の点検の加速化、農地中間管理機構を通じた取組、また、農地の集積・集約化を進めるための基盤整備の効果的な推進が喫緊の課題となっている。

担い手が多くの農地を借り受けることができない理由に、農地の分散や農地の未整備があり、さらに、農地周りの水路や畦畔等の維持管理に係る労力負担も担い手への農地集積の足かせとなっている。

全水田面積の約7割に相当する159万haが30a程度以上の区画に整備されているものの、自動走行農機や大型農業機械の導入を可能とし、生産コストの削減に資する1ha程度以上の大区画ほ場の整備済み面積は、26万haと全体の11%に留まっている。

畑地や樹園地においては、区画が未整備であったり傾斜が急であったりするため非効率な営農を余儀なくされている地域が依然として多い。

また、耕作者の経営規模の拡大に伴う農作業の長期化、コメの作付品種の多様化による水需要（時期・水量）の変化等、営農形態の変化に伴う水需要の多様化が進んでおり、それに伴う水管理の負担の増加が営農者の大きな課題となっている。

#### ア 政策目標の達成に向けて講ずべき施策

#### **施策1** 担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を図る農地の大区画化等の基盤整備の推進

大区画化等による低コストな農業を目指す地域では、農地中間管理機構と連携した農地整備事業の活用や実質化された人・農地プランの実行を通じた担い手への農地の集積・集約化の加速化、農業経営の法人化、大型機械の導入等による労働費の低減による生産コストの削減を図る農地の大区画化等の基盤整備を推進していく必要がある。

また、ほ場の大区画化に加え、用水路のパイプライン化等の基盤整備を推進し、作業効率の向上や水管理の大幅な省力化等を通じた生産コストの削減を図

ることにより、農業経営の安定化を図ることが重要である。

事業の実施に当たっては、新たな担い手の育成・確保の視点も重要であり、基盤整備において実施する換地処分<sup>40</sup>や利用権の集積に向けた土地利用調整<sup>41</sup>の機会を活用し、農業経営の法人化等を促進することにより、基盤整備実施地区において、新規就農者も含め地域の中心となる担い手の育成・確保を図ることが重要である。

## **施策 2** 水田の大区画化、畑地・樹園地の区画整理や緩傾斜化等、自動走行農機・水需要の多様化に対応可能な ICT 水管理等によるスマート農業の推進

水田では大区画化、畑地や樹園地では生産コストを削減するための区画整理等を推進していくことが必要である。特に、樹園地では、省力樹形の導入や未収益期間の支援等の施策と連携しつつ、園地の緩傾斜化やスピードスプレーヤー<sup>42</sup>が走行できる園内作業道の整備等、現場実態や品目に応じた基盤整備を推進していく必要がある。

また、農業者の高齢化・減少が進行する中であって、今後、次世代への農地の継承を円滑に行うには、基盤整備の効果的な活用等による荒廃農地の発生防止や、モザイク状に発生した荒廃農地の解消などにより、農業経営を継続できる環境を整備することが重要である。

中小・家族経営など多様な経営体が産地単位で担い手と連携・協働し、統一的な販売戦略や共同販売を通じて農業生産を行い、地域社会の維持に重要な役割を果たしている実態に鑑み、地域のニーズに応じた柔軟できめ細やかな整備により地域の創意工夫が発揮されるよう幅広く農業生産基盤の強化に取り組むことも重要である。

同時に、地域のコミュニティにより行われてきた草刈りや泥上げをはじめ、農地・農業用水等の資源の保全作業について、農村協働力を活かした取組を推進するため、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度など地域政策の面からも支援を行うことが必要である。

農業者の高齢化・減少等農業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、自動走行農機や、多様化する水需要に柔軟に対応する ICT 水管理等の活用を可能にする農業生産基盤整備を推進していくとともに、情報化施工で得られた座標データから

<sup>40</sup> 区画整理、農用地の造成等の実施による農用地の区画形質の変更に伴い、工事前の土地（従前の土地）に対しその土地に代わる工事後の新たな土地（換地）を定め、一定の法手続を経た後、当該換地を工事前の土地（従前の土地）とみなす行政処分。

<sup>41</sup> 土地利用種間の競合を緩和し協調関係を高めるために行われる調整。

<sup>42</sup> 果樹園などで液状の農薬を効率よく散布するために用いられる薬剤散布用の噴霧機。

地図を作成し、自動走行農機等の運転に活用する手法の具体化を推進していく必要がある。

## イ 施策の成果目標

### ① 重要業績指標（KPI）

#### ○ 担い手の生産コストの削減

- ・ 基盤整備完了地区(水田)における担い手の米生産コストの労働費が一定程度<sup>43</sup>まで低減している地区の割合 約 8 割以上

#### ○ スマート農業実装の加速化

- ・ 基盤整備着手地区において、スマート農業の実装を可能とする基盤整備を行う地区の割合 約 8 割以上

### ② 活動指標

- ・ 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率 約 8 割以上
- ・ 基盤整備完了地区における担い手経営面積に対する集約化率  
約 9 割以上
- ・ 基盤整備完了地区において設立した農業法人数 約 2 倍以上
- ・ 地域による農地・農業用水等の保全管理により構造改革の後押しが図られている地域の割合 10 割

## 政策目標 2 高収益作物への転換、産地形成を通じた産地収益力の強化

区画整理された水田 159 万 ha のうち、排水が良好な水田面積は 110 万 ha であり、残りの 49 万 ha は排水が良好でない状況となっている。また、区画整理された畑は 128 万 ha であり、畑全体の 64% を占める一方、畑地かんがい施設が整備された面積は 49 万 ha で、整備率は畑全体の 24% となっている。

## ア 政策目標の達成に向けて講ずべき施策

### 施策 3 水田の汎用化や畑地化を推進し、野菜や果樹などの高収益作物に転換するとともに、関連施策と連携した輸出の促進

水田でのコメ中心の営農から国内外の需要のある野菜や果樹などの高収益作物に転換し、新たな産地形成を促進するため、水田の汎用化や畑地化を推進していく必要がある。

---

<sup>43</sup> 「一定程度」とは、「事業実施前の 6 割もしくは 2,500 円/60kg」を指す。

排水施設が整備されている水田においても、経年劣化により機能が低下した暗渠排水<sup>44</sup>の更新整備、土層改良による排水機能の回復を促進する必要がある。

国産品の需要が拡大していること及び食料自給率の向上を図る必要があることを踏まえ、水田における麦・大豆生産において、湿害や規模拡大による労働負担の増加等の課題を克服し、実需の求める収量・品質の安定を実現するため、水田の汎用化を推進していく必要がある。

畑地や樹園地では、高品質な野菜や果樹の国内需要や輸出拡大に対応するため、畑地かんがい施設の整備等を推進していくとともに、新規作物の導入や地域特産物の生産振興を図り、それらの加工・販売を通じた高付加価値化を促すことが重要である。排水改良により海外の市場ニーズに応じた形状の長いもの生産を実現し、国際基準の食品安全・品質管理システムの導入やブランド化等を進め、アジア市場等への輸出を拡大している事例にみられるように、関連施策と連携し、海外需要が大きい野菜、果樹及びその加工品の輸出を促進していくことが重要であり、輸出目標 5 兆円の達成に向けて、輸出先のニーズに応じた産品を生産するため必要な基盤整備を実施していく。

なお、排水施設が未整備なほ場では、病害（疫病等）発生リスクを回避する観点からも排水対策を進める必要がある。

## イ 施策の成果目標

### ① 重要業績指標（KPI）

#### ○ 高収益作物への転換による産地収益力強化

- ・ 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度<sup>45</sup>増加している地区の割合 約 8 割以上

### ② 活動指標

- ・ 基盤整備着手地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度<sup>45</sup>増加している地区の割合 約 8 割以上
- ・ 基盤整備完了区域（水田）における事業実施前後での高収益作物の作付面積割合の増加率 約 15%以上
- ・ 裏作が可能な地域における基盤整備完了地区の耕地利用率 125%以上

---

<sup>44</sup> 地下排水の方法の 1 つで、地中に有孔パイプ等を埋設し、地下水位の低下を促す方法。

<sup>45</sup> 「一定程度」とは、「2 割」を指す。

## ウ 事業量

- ・水田の大区画化 約 3.8 万 ha
- ・水田の汎用化 約 8.8 万 ha
- ・畑の区画整理・排水改良 約 3.3 万 ha
- ・畑地かんがい 約 1.1 万 ha
- ・地域による農地・農業用水等の保全管理面積 約 280 万 ha

### (2) 政策課題 2 : 多様な人が住み続けられる農村の振興

#### **政策目標 3** 所得と雇用機会の確保、農村に人が住み続けるための条件整備、農村を支える新たな動きや活力の創出

国土の大宗を占める農村は、国民に不可欠な食料を安定供給する基盤であるとともに、農業や林業など様々な産業が営まれ、多様な地域住民が生活する場でもあり、さらには国土の保全、水源の涵養、美しく安らぎを与える景観の形成、生物多様性の保全、文化の伝承といった、多面的機能が発揮される場であることから、都市住民への恵沢も踏まえた多面的機能の十分な発揮を図るためにも、下記の点を踏まえ、農村の振興を図る必要がある。

農業生産基盤の強化による収益力の向上等を図り農業を活性化することや、農村の多様な地域資源と他分野との組合せによって新たな価値を創出し所得と雇用機会を確保することが重要である。特に中山間地域は、我が国人口の 1 割、総土地面積の 7 割、農地面積では 4 割を占めるなど、食料生産と多面的機能の維持・発揮の両面で重要な役割を担っているが、少子高齢化・人口減少が都市に先駆けて進行し、傾斜地が多く存在し、ほ場の大区画化や大型農業機械の導入、農地の集積・集約化が容易ではない地域も見受けられる。

また、中山間地域をはじめとした農村に人が住み続けるための条件を整備することが重要である。農道や集落排水施設等の農村インフラは老朽化が進行しており、建設後 30 年以上経過している農道橋は約 39%、集落排水施設においては機械類の標準耐用年数である 20 年を経過する地区が今後 10 年で 97%まで達する見込みとなっている。また、少子高齢化・人口減少に伴い集落機能が低下し、農村生活を支えてきた地域のコミュニティ機能が脆弱化し、農村の活力低下を招くことが懸念されている。一方、農村、特に中山間地域では、「田園回帰」による人の流れが全国的な広がりを持ちながら継続しているなど、農村の持つ価値や魅力が国内外で再評価されている。

さらに、農村への国民の関心を高め、農村を広域的に支える新たな動きや活力を生み出していくことが重要である。土地改良事業により整備された農地・



農業水利施設は、土地改良区を中心とした地域のコミュニティ等により適切に維持管理されることによって、農業生産における機能を発揮するとともに、多面的機能の発揮に大きな役割を果たしてきた。とりわけ農業水利施設は、ダムや頭首工等の基幹施設からほ場周りの末端水路に至る一連の施設が土地改良区等により適切に維持管理されることで、多様な機能を発揮するものである。こういった役割を担っている土地改良区では、組合員の高齢化・減少に伴い体制が脆弱化し、今後、農業水利施設を適切に維持管理していくことが困難になるおそれがある。また、農村協働力を介して行われてきた末端の農地・農業用水等の維持管理においても、地域のコミュニティ機能の低下による支障が生じつつある。

全国には、土地改良事業の実施を契機とし、個性と活力のある豊かな農村を実現している地域が多数存在している。農地の整備に当たっては、受益地全体を対象に土地の権利関係の調整を要する換地処分が必要であり、その際、地域農業の将来を見通しつつ、徹底した話し合いを行い、集落営農の法人化や機械の共同利用を通じ経営コストを削減した地区、稲単作の経営から野菜作との複合経営に転換した地区など、所得と雇用機会の確保を実現している例もある。

このように、農村の振興には、土地改良事業の実施の機会を捉え様々な施策を組み合わせ、効果を相乗的に発揮させることが有効である。そのため、家族経営、法人経営、中小規模から大規模まで多様な経営形態・経営規模の農業者、さらには地域住民や農村外の多様な人材が、年齢や性別に関わりなく幅広く参画し、地域における農業・農村の将来像について十分に話し合いを行い、農村協働力の深化を図ることにより、地域づくりに向けた取組も推進していくことが重要である。

その際、行政や土地改良区はもとより、JA、生産組合といった関連団体が連携して地域のリーダーを支えるなど、地域の協働体制を整える工夫を図ることも重要である。

## ア 政策目標の達成に向けて講ずべき施策

**施策4** 中山間地域等の地域の特色を活かした基盤整備と生産・販売施設等の整備との一体的推進、施設等の整備を通じた省力化により多様な働き方を実現する農村の働き方改革の推進

中山間地域等をはじめとする農村における所得と雇用機会を確保するため、水田の大区画化、汎用化・畑地化による生産コストの削減、高収益作物への転換を推進していく必要がある。特に中山間地域では、農業生産を支える水路や

ほ場等の基盤整備と生産・販売施設等の整備を一体的に推進することにより、地域の特色を活かした農業経営を実現し、所得の確保を図る必要がある。経営マインドや意欲を持った農業者や中山間地域を含む地域が持てる力を発揮し、農業所得の増大や農村地域の関連所得の増大を目指すため、担い手への農地の集積・集約化による生産コストの大幅な削減や、農業生産の拡大・多様化による収益の増大等による所得と雇用機会の確保を促すことが必要である。

さらに、「新しい農村政策の在り方に関する検討会」における議論を踏まえるとともに、例えば、土地改良事業の実施に当たっては、6次産業化、農泊<sup>46</sup>、ジビエ利用の拡大<sup>47</sup>、農福連携<sup>48</sup>をはじめとした農村発イノベーション<sup>49</sup>による地域資源の高付加価値化等の施策との連携を図ることで、所得と雇用機会の場を確保することが重要である。

また、営農労力の軽減等に資する基盤整備、多様な働き方を可能とする生産・販売施設の整備とともに、これらの取組等を推進することで農村における働き方改革の実現にも貢献していくことが重要である。

なお、農業生産基盤の整備に当たっては、農業者が維持管理しやすく安全に営農できるよう、畦畔法面の緩傾斜化や用排水路のパイプライン化等にも配慮するとともに、鳥獣被害対策もあわせて推進していく必要がある。

#### **施策5** 農業集落排水施設の省エネルギー化、集落道の強靱化、情報通信環境の整備等、農村の生活インフラを確保することにより、リモートワークや農泊などによる田園回帰や関係人口の創出・拡大の促進

定住条件の整備の観点からは、中山間地域等をはじめとする農村に人が安心して住み続けられるようにするため、老朽化した農業集落排水施設<sup>50</sup>や農道・集落道の再編・強靱化等の農村生活を支えるインフラを確保するための取組を推進していく必要がある。さらに、農村の所得向上、資源の地域内循環を図る

---

<sup>46</sup> 農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ、農山漁村滞在型旅行。令和7年度までに都市と農山漁村の交流人口を1,540万人に増加することを目標。

<sup>47</sup> 鳥獣被害防止に資するとともに、捕獲した鳥獣を農村の所得を生み出す地域資源に変えていく取組。令和7年度までに野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増(4,000t)することを目標。

<sup>48</sup> 農業と福祉が連携し、障害者等の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者等の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組。令和元年度から令和6年度までに農福連携に取り組む主体を新たに3,000創出することを目標。

<sup>49</sup> 活用可能な農村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、他分野と組み合わせる取組。

<sup>50</sup> 農業用排水の水質保全、農業用水利施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設。

ため、農業用水を活用した小水力発電等再生可能エネルギー<sup>51</sup>の導入、農業集落排水汚泥等バイオマス<sup>52</sup>資源の活用を促進することが重要である。

他方、新型コロナウイルス感染症の拡大を通じ、大都市に集住して日常活動を行うことのリスク等が改めて認識されたこと、近年の田園回帰に見られるように、農村の価値や魅力が再評価されている。これらを踏まえ、ほ場整備による用地創出も活用した生活インフラの確保に加え、農業水利施設、農業集落排水施設等の管理の省力化・高度化を図るべく情報通信環境を整備する中で、地域活性化やスマート農業の実装を促進することで、地域住民が住み続けることはもとより、リモートワーク（遠隔勤務）や農泊などによる関係人口の創出・拡大を図ることが重要である。

なお、生活サービス機能等を基幹集落へ集約した「小さな拠点」等と連携して、農業生産基盤等の整備を推進していくことも重要である。

#### **施策 6** 農業・農村を支える土地改良区等の多様な人材の参画による組織運営体制の強化

土地改良区については、組合員の高齢化や土地持ち非農家の増加、大規模経営体と小規模農家との二極分化など農業・農村構造の変化に直面する中で、その存立基盤である地域のコミュニティ機能を活用しながら、災害時の対応やICTを活用した業務の省力化、担い手のニーズに対応した用水の配分など、現場の多様な課題に積極的に対応していく必要がある。

このため、幅広い経営形態・規模の農業者が運営に参画することで土地改良区の活動を活性化するとともに、土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号。平成31年4月施行。）において措置された運営基盤の強化のための新たな制度<sup>53</sup>の定着・活用を進めながら、多様な人材に開かれた中長期的に持続可能な組織運営体制の確立に取り組む。

---

<sup>51</sup> 太陽光、風力、水力等、エネルギーを生産した後でも自然現象による循環機能により再生産が可能な非枯渇資源エネルギー。

<sup>52</sup> 動植物に由来する有機性資源で、化石資源を除いたものをいう。バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から、生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源である。

<sup>53</sup> 土地改良法改正では、①土地改良区の理事の定数の5分の3以上は原則として耕作者たる組合員とする、②組合員でない耕作者又は農地所有者が准組合員となり総会出席や賦課金の一部負担を可能とする、③水路等の維持に取り組んでいる地域の活動団体が施設管理准組合員となり総会出席や施設の維持管理への参加を可能とする、④施設管理を行う土地改良区は、原則として貸借対照表等の決算関係書類を作成・公表する、⑤所属土地改良区の会計事務等を行う土地改良区連合を設立することを可能とする等の措置が講じられた。

さらに、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）に基づき、国、都道府県、土地改良事業団体連合会等が連携して、土地改良区における女性理事の登用等の取組を促進する。その際、土地改良区の理事のみならず、総代における女性の割合が極めて低い現状等を踏まえ、土地改良区関係者の男女共同参画に対する理解の促進や意識改革を進めながら、比較的組織運営体制の整った土地改良区等から実現を目指す。また、土地改良区の女性職員同士のネットワーク化など、女性活躍に向けた環境づくりを促進する。

また、農業・農村の有する多面的機能を次世代に継承し、その便益を国民が幅広く享受できるよう、多面的機能支払等の活動を通じて集落内外の多様な人材・土地改良区等の組織と協力しながら、活動組織の広域化や集落内外の多様な人材の確保を推進していく必要がある。

## イ 施策の成果目標

### ① 重要業績指標（KPI）

#### ○ 再生可能エネルギー導入による施設の維持管理費の低減

- ・土地改良施設の使用電力量に対する農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーによる発電電力量の割合 約4割以上

#### ○ 地域共同活動による、農地・農業用水等の保全管理

- ・地域による農地・農業用水等の保全管理が実施される農地のうち、持続的な広域体制の下で保全管理される割合 約6割以上

### ② 活動指標

- ・個別施設計画で早期に対策が必要と判明している農道橋及び農道トンネルの対策着手の割合 10割
- ・最適整備構想で早期に対策が必要と判明している農業集落排水施設の対策着手の割合 10割
- ・汚水処理施設の集約による広域化に取り組んだ地区数 約300地区以上
- ・土地改良区（連合含む）の理事に占める女性の割合 10%以上
- ・地域による農地・農業用水等の保全管理への農業者以外の多様な人材の参画率 約5割以上
- ・地域による農地・農業用水等の保全管理への参加者数

延べ1,400万人・団体以上

## ウ 事業量

- ・保全対策に着手する農道橋及び農道トンネル  
農道橋約 50 箇所 農道トンネル約 10 箇所
- ・更新に着手する農業集落排水施設 約 380 地区
- ・農業水利施設を活用した小水力等発電電力量 約 4,000 万 kWh
- ・地域による農地・農業用水等の保全管理面積 約 280 万 ha（再掲）

### （3）政策課題 3：農業・農村の強靱化

#### **政策目標 4** 頻発化・激甚化する災害に対応した排水施設整備・ため池対策 や流域治水の取組等による農業・農村の強靱化

今後、集中豪雨等の自然災害が一層頻発化・激甚化するおそれがある中、農地・農業用施設の被害を未然に防止するため、引き続き湛水防除、老朽化したため池の整備、地すべり防止等の農地防災事業を推進していく必要がある。

地域の農業生産のための水源であり、貴重な親水空間としても受け継がれてきた農業用ため池は、その約 7 割が江戸時代以前に築造されたもの又は築造年が不明なものであり、豪雨や地震に対して脆弱なものが多い。

このため、平成 30 年 7 月豪雨を踏まえ、防災重点ため池<sup>54</sup>の選定基準の見直しを行い、約 6.4 万箇所が再選定（令和元年 5 月末時点）された。

令和元年 7 月には、農業用ため池の決壊による水害等の災害から国民の生命及び財産を保護することを目的として、防災上重要な農業用ため池を指定し、必要な防災工事の施行命令等を行うことができることとする「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行された。さらに令和 2 年 10 月には、防災重点農業用ため池<sup>55</sup>に係る防災工事等を集中的かつ計画的に推進することを目的とする「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が施行された。

異常気象の頻発化・激甚化等を踏まえれば、我が国において国土強靱化の取組は喫緊の課題であり、平成 30 年 12 月に改訂された「国土強靱化基本計画」では、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めていくこととされた。土地改良事業においては、農業水利施設等の長寿命化を推進するとともに、統

<sup>54</sup> 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池。

<sup>55</sup> 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、都道府県が指定したため池。指定要件は「防災重点ため池」の選定基準と同様。

廃合も含めたため池の総合的な対策等を推進することとされたところである。

近年の水害の激甚化等を踏まえ、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携のもと、既存ダムによる洪水調節機能の強化を図る「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（令和元年12月策定）」に基づき、令和2年度から農業用ダムを含む利水ダムにおいて洪水調節機能強化の取組を開始した。

これに加え、河川流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策である「流域治水」の取組推進が重要となっている。

## ア 政策目標の達成に向けて講ずべき施策

### **施策7** 防災重点農業用ため池に係る劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、防災工事の集中的かつ計画的な推進

防災・減災対策の優先度が高い防災重点農業用ため池から堤体の改修・統廃合等を集中的かつ計画的に推進するとともに、ハザードマップの作成を進める必要がある。

あわせて、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、農業用ため池の適正な保全管理を行うとともに、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、防災重点農業用ため池の劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、防災工事等の防災対策を集中的かつ計画的に実施することにより、決壊による周辺地域への被害の防止に必要な措置を確実に推進する必要がある。これらの対策の実施に当たっては、その前提となる農業用ため池に係る正確な情報の蓄積や、防災工事等基本指針に基づく生物多様性の確保をはじめとする多面的機能への十分な配慮が必要である。

### **施策8** 農業水利施設の耐震対策、排水機場の整備・改修及び既存ダムの洪水調節機能強化、水田の活用（田んぼダム）による流域治水の推進

頻発化・激甚化する豪雨、地震等の自然災害に適切に対応し、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、「国土強靱化基本計画」、「5か年加速化対策」等を踏まえ、農業水利施設の耐震化、排水機場の改修等による排水対策等のハード対策と、ハザードマップの作成や地域住民への啓発活動等のソフト対策を適切に組み合わせて推進していく必要がある。

また、豪雨による湛水などの災害リスクの高まりに対応し、排水機能を改善して災害の未然防止や軽減を図るため、新たに改定した排水の計画基準に基づき農業水利施設を整備していく必要がある。

さらに、近年、一時的に雨水を貯留することにより、下流域での洪水の防止・軽減に寄与する水田の洪水防止機能への関心が高まっており、その機能を強化する田んぼダムに取り組むとともに、既存ダムの洪水調節機能の強化や排水機場・ため池の整備などを「流域治水」の取組の一環として推進していく必要がある。

## イ 施策の成果目標

### ① 重要業績指標（KPI）

#### ○ 防災重点農業用ため池に係る防災対策の集中的かつ計画的な推進

・ 防災重点農業用ため池における防災対策着手の割合 約 8 割以上

#### ○ 流域治水の推進

・ 田んぼダムに取り組む水田の面積 約 3 倍以上

### ② 活動指標

・ 耐震対策が早期に必要と判明している重要度の高い国営造成施設における対策着手の割合 10 割

・ ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点農業用ため池の割合 10 割

・ 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 約 21 万 ha

## ウ 事業量

- ・ ソフト対策を行う防災重点農業用ため池 約 18,000 箇所
- ・ 防災対策に着手する防災重点農業用ため池 約 37,000 箇所
- ・ 耐震対策に着手する国営造成施設 23 箇所
- ・ 各種防災対策の実施 約 1,900 地区

### **政策目標 5** ICT などの新技術を活用した農業水利施設の戦略的保全管理と柔軟な水管理の推進

農業用ダム、頭首工、用排水機場等の点的な基幹的施設は約 7,600 箇所、農業用排水路は地球 10 周分に相当する延長約 40 万 km 以上がこれまでに整備され、それらの資産価値は、再建設費ベースで 33 兆円に達する。

戦後の食料増産や高度経済成長の時代に急速に整備が進められたこれらの農業水利施設は老朽化が進んでおり、今後、標準耐用年数を一斉に超える。

施設種類別に見ると、基幹的水路及び頭首工については約 4 割、用排水機場

は約 8 割が既に標準耐用年数を超過しているが、国や地方公共団体等の財政の逼迫により、これら施設の補修・更新等が遅延し、当該施設の安定的な機能の発揮に支障が生じることが懸念されており、これまで以上に計画的かつ効率的な補修・更新等を進めることが課題となっている。

## ア 政策目標の達成に向けて講ずべき施策

### **施策 9** ロボットや ICT 等も活用した施設の計画的かつ効率的な補修・更新等による戦略的な保全管理の徹底、柔軟な水管理を可能とする整備等の推進

農業水利施設の老朽化が進行する中、基幹から末端に至る一連の農業水利施設の機能を安定的に発揮させ次世代に継承していくため、ドローン等のロボットや ICT 等も活用しつつ、施設の点検、機能診断、監視等を通じた計画的かつ効率的な補修・更新等を行うことにより、施設を長寿命化し、ライフサイクルコスト<sup>56</sup>を低減する戦略的な保全管理を推進していく必要がある。

農業水利施設の劣化状況に応じた補修・更新等の実施に当たっては、地域の農業の現状及び今後の展開方向等を十分勘案しつつ、将来の保全管理コストの最小化と平準化を図っていく必要がある。あわせて、農業者の高齢化・減少が進む中でも農業水利施設の機能が安定的に発揮されるよう、施設の集約や再編、統廃合等のストック適正化、柔軟な水管理を可能とする ICT を活用した整備を推進し、維持管理費の節減を図っていく必要がある。

なお、施設の点検や機能診断等の更なる省力化・高度化を図るため、ドローン等のロボットや AI 等の利用及び状態監視技術に関する研究開発、実証調査を引き続き推進していくことが重要である。

## イ 施策の成果目標

### ① 重要業績指標 (KPI)

#### ○ 農業水利施設の戦略的な保全管理の推進

- ・更新が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合 10 割
- ・更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区においてストックの適正化等により維持管理費を節減する地区の割合 10 割

---

<sup>56</sup> 施設の建設に要する経費に、供用期間中の運転、補修等の維持管理に要する経費及び廃棄に要する経費を合計した額。



## ② 活動指標

- ・新技術の開発件数 80 件以上

## ウ 事業量

- ・更新に着手する基幹的農業水利施設  
水路約 1,200km 機場等約 260 箇所
- ・農業水利施設のストック適正化等に着手する地区 約 150 地区

(表 2) 事業の種別ごとの実施の目標及び事業量

事業の種別	事業の実施の目標及び事業量
○ 基幹農業用排水施設整備事業 〔農用地の利用上必要な農業用排水施設で基幹的なものの新設、管理及び変更〕	○ 前掲の政策目標 5 における「イ 施策の成果目標」及び「ウ 事業量」に記載のとおり（基幹的な農業用排水施設に係るものに限る。）
○ 農用地総合整備事業 〔農用地の利用上必要な農業用排水施設（基幹的なものを除く。）及び農業用道路の新設、管理及び変更、区画整理、農用地の造成、埋立て及び干拓その他農用地の改良のため必要な事業〕	○ 前掲の政策目標 1、2、3、4 及び 5 における「イ 施策の成果目標」及び「ウ 事業量」に記載のとおり（政策目標 5 については、基幹的な農業用排水施設に係るものを除く。）
○ 防災事業 〔農用地の保全のため必要な事業〕	○ 前掲の政策目標 4 における「イ 施策の成果目標」及び「ウ 事業量」に記載のとおり

## 第5 大規模自然災害への対応

### 1 東日本大震災からの復旧・復興

#### (1) 政府の取組

政府は、「東日本大震災<sup>57</sup>からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）において、「復興期間」を10年間とした上で平成27年度までの5年間は「集中復興期間」と位置付け、また、「平成28年度以降の復旧・復興事業について」（平成27年6月24日復興推進会議決定）において、平成28年度から令和2年度までを「復興・創生期間」と位置付け、被災地の復旧・復興に取り組んできた。

このような取組により、復興は大きく前進し、地震・津波被災地域では、復興の総仕上げの段階に入っており、原子力災害被災地域においても、復興・再生が本格的に始まっている。他方、復興の進展に伴い、引き続き対応が必要となる事業や新たな課題も明らかになっており、これまでの復興施策の総括を踏まえた対応が必要である。

こうした復興の状況を踏まえ、政府は、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和元年12月20日閣議決定）を定め、復興庁の設置期間を復興・創生期間後10年間延長することとし、地震・津波被災地域では、令和3年度からの5年間において、復興事業が役割を全うすることを目指すとともに、原子力災害被災地域では、今後も中長期的な対応が必要であり、当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組を行うこととしている。

#### (2) 地震・津波被災地における農業・農村の復興の方向性と具体の施策

地震及びそれに起因した大津波により農地・農業用施設等に甚大な被害を受けた地域においては、早期の営農再開と地域の復興に向け、震災発生直後から国や都道府県の農村振興技術者を被災地へ派遣し、全力で復旧・復興に取り組んできた。その結果、被災した農地・農業用施設等については福島県の原子力被災12市町村の一部を除き、ほぼ全ての復旧が完了した。

津波被災地においては、農地について、がれき・ヘドロの除去、除塩や畦畔

---

<sup>57</sup> 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害。

の修復などの復旧を進めるとともに、基幹的農業水利施設である排水機場等について、可能なものから早急に復旧を進めてきた。

その結果、令和2年度までに津波被災農地の94%で営農再開が可能となり、主要な排水機場の全てが復旧完了するなど、着実に復旧が進捗している。

さらに、岩手県、宮城県、福島県の一部の地域では、将来を見据えた復興となるよう、復旧と併せた農地の大区画化等に取り組み、令和元年度までに約8,160haが整備されている。

また、農地整備事業の区域内に、市町村が防災集団移転促進事業により買い上げた宅地の移転跡地が点在する場合、土地改良法の換地制度を活用し、移転跡地と農地をそれぞれ集約する取組を宮城県と福島県の10市町15地区で実施しており、農村地域の土地利用の整序化に寄与している。

引き続き、津波被災地の農地・農業用施設等の復旧・整備を着実に進め事業の完了を目指す。

### (3) 原子力災害被災地における農業・農村の復興の方向性と具体の施策

原子力災害被災地においては、順次避難指示が解除されるなど復興・再生が本格的に始まっている。

原子力被災12市町村における営農再開に向け、地域の実情等を踏まえつつ、引き続き農地・農業用施設等の復旧・整備及び農業水利施設の保全管理等を推進する。加えて、大規模で労働生産性の高い農業経営の展開に向け、外部からの参入も含めた担い手の意向を踏まえ暗渠排水等のきめ細かな基盤整備を機動的に実施するとともに、地域の合意形成の状況に応じて段階的に農地の大区画化を実施する。

また、ため池等の農業水利施設について、維持管理を支障なく行えるよう、引き続き放射性物質対策を推進する。

## 2 大規模自然災害への備え

「国土強靱化基本計画」、「5か年加速化対策」等を踏まえ、農業水利施設等の耐震化等のハード対策とハザードマップの作成等のソフト対策を適切に組み合わせて推進する必要がある。

平成30年7月豪雨で多くのため池が被災した教訓を踏まえ新たな基準により再選定した防災重点ため池については、ハザードマップの作成や緊急連絡体制の整備など避難行動につながる対策を進めるとともに、防災・減災対策の優先度が高いため池から、堤体の改修・統廃合を集中的かつ計画的に進めることが重要である。

近年の豪雨等の自然災害の激甚化等を踏まえ、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、令和元年11月に「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」が設置され、同年12月に、一級水系のダムについては、令和2年の出水期<sup>58</sup>から新たな運用を開始できるよう、5月までに水系ごとに治水協定を締結すること等を内容とする「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」が関係省庁の連携のもと策定された。これを踏まえ、農業用水を含むダム353基（うち農林水産省所管ダム265基）について治水協定を締結し、事前放流や時期ごとの貯水位運用により、既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に活用する新たな運用を令和2年の出水期から開始したところであり、今後もダムの利水機能を確保しつつ洪水調節機能の強化を図ることが重要である。

また、農作物の成長や営農への影響を考慮しつつICTの活用等により省力化を図りながら田んぼダムの取組を一層促進するとともに、市街地や集落の湛水被害も防止・軽減させる排水機場等の適切な機能発揮など、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策である「流域治水」の取組を推進することも重要である。大規模自然災害が発生した際には、農地・農業用施設の早期復旧が図られるよう、手続の簡略化等災害査定効率化を進めるとともに、国職員による地方公共団体への技術支援等を推進する。

また、大規模自然災害が頻発する中で、新たな災害で再度被災する事態が繰り返されないよう、被災した農地・農業用施設の復旧に当たっては、原形復旧にとどまらない改良復旧の考え方も取り入れ、適切な復旧を進める。

---

<sup>58</sup> 集中豪雨、台風等洪水が起きやすい時期。北海道や東北などの積雪地では春の融雪期も該当する。なお、非出水期はこれ以外の期間。

## 第6 計画の円滑かつ効果的な実施に当たって必要な事項

本計画の効率的かつ効果的な推進を図るため、以下を踏まえて、土地改良事業を推進する。

### 1 土地改良区の運営体制の強化

土地改良区は、農地・農業水利施設の整備等を行うため、農業者の発意に基づき設立され、地域のコミュニティ機能を活用しながら、土地改良事業により整備された施設を末端水路に至るまで自主的な運営に基づき維持管理することで、地域資源の保全等に大きな役割を果たしている。

一方、土地改良区の設立の契機となった土地改良事業の種類や受益面積等によって組合員数や職員数等に大きな差が見られ、土地改良法の一部を改正する法律（平成31年4月施行。）において措置された運営基盤の強化のための新たな制度の実施・定着を進める過程で、土地改良区の規模・組織体制によって取組の進度に差が生じている。

このため、国、都道府県、市町村及び土地改良事業団体連合会が協議会を設置し、改正後の土地改良法に基づく運営基盤の強化に関する措置の取組状況等を土地改良区ごとに確認する。特に小規模な土地改良区に重点を置いて、地域内の土地改良区が直面する課題や組織・運営体制の差異に応じたきめ細かい対応策を検討し、関係機関が連携協力して土地改良区の支援に当たる体制を速やかに構築する。

その上で、土地改良施設に係る資産評価の結果や貸借対照表等を活用し、協議会において地域内の土地改良区の財務状況の分析等を行うほか、土地改良施設の更新に備えた計画的な積立ての普及等を推進する。

特に運営体制が脆弱化している小規模な土地改良区については、業務継続が困難となる前に、会計事務等を行う土地改良区連合への加入や合併・解散等の対応が適切に行えるよう、協議会の関係機関が連携協力して支援に取り組む。

また、このほかの小規模な土地改良区において、災害時の対応や業務の省力化・効率化等に向けた近隣の土地改良区との連携、土地改良区連合の設立・加入等の取組を推進する。さらに、中長期的に持続可能な土地改良区の組織体制の構築に向けて、協議会において、関係する土地改良区とともに検討を進め、地域の実態等を踏まえた合併等の取組を推進する。

これらの取組と併せて、土地改良区の運営に参画する人材の多様化を図るため、土地改良事業団体連合会等と連携して、土地改良区における男女共同参画

への取組を促進する。さらに、農地の集積が進む中で、担い手の意見を土地改良区の運営に反映させるとともに、地域の実態に応じた耕作者と所有者の適切な役割分担を促進する等の観点から、農地中間管理事業を活用する地区や基盤整備を実施する地区等において、准組合員制度の活用を推進する。また、土地改良区が多面的機能支払の活動組織の事務局を担っている地区等において、施設管理准組合員制度の活用を推進する。

さらに、地域住民による土地改良区の活動に対する理解の促進や地域資源の保全活動への参画を得るため、農業水利施設の歴史的意義や役割等について、積極的な情報発信、普及・啓発活動を推進する。

## 2 関連施策や関係団体との連携強化

本計画で掲げた各政策目標の達成に向け、土地改良事業の効果を早期に発現させる観点から、土地利用調整・営農・経営・販売に対する指導、機械の導入支援、鳥獣被害対策等の農業・農村に関連する様々な施策との連携強化を図り、相乗効果を高めながら事業を実施する必要がある。

その際、国はもとより、地方公共団体、土地改良事業団体連合会、土地改良区、農業協同組合、農業委員会、農地中間管理機構、農業者、若者・高齢者・女性等を含む地域住民、農業参入した企業、学校等と、信頼関係を構築しつつ連携強化を図り、効果的かつ効率的に施策を推進する必要がある。

また、地域の有する食料自給力の十分な発揮、防災・減災対策の効果的な実施、被災後の復旧における円滑な対応等を図るためには、可視化された情報を関係者が共有し活用することが有効である。

このため、基幹から末端に至るまでの農業水利施設の一体的な保全管理やハザードマップの作成、災害復旧対応等に当たり、地理情報システムの活用を一層推進する。

## 3 技術開発の促進と普及、スマート農業への対応

農業の競争力強化、自然災害リスクの高まり等の様々な課題に対応し、本計画で掲げた政策目標の達成に資するため、ロボット、AI、ICT等を活用した水管理をはじめとする営農作業の省力化技術、農業水利施設の機能診断技術、豪雨や地震に備えて危険度を予測し瞬時に情報発信・共有できるシステム等の技術開発に努める。また、その円滑な導入・普及に向け、産学官の連携、情報提供体制の整備、技術系職員を対象とした研修の実施、国の計画設計基準等の技術書の普及・啓発、現場における技術実証等の取組を促進する必要がある。

こうした取組を計画的かつ効果的に推進するため、今後の技術開発の推進方

向を示した新たな技術開発計画を策定するとともに、技術開発の進捗状況の把握、効果の検証などのフォローアップを適切に実施する必要がある。

特に、ロボット、AI、IoT等の先端技術を活用したスマート農業の普及・拡大に不可欠であるインフラ面での環境整備には、土地改良事業による対応が求められている。そのため、自動走行農機に適した大区画化等の農地整備、自動走行農機の精度を高めるRTK-GNSS基地局<sup>59</sup>の整備、ICTを用いた水管理省力化技術の導入を推進するとともに、高収益作物については、スマート農業技術の研究開発状況等も踏まえつつ、整備を推進することが重要である。スマート農業の社会実装の加速化に向けては、農業機械の研究開発動向に即した「自動走行農機等に対応した農地整備の手引き」の見直し、情報化施工で得られる座標データを自動走行農機等に活用する手法の検討、ICTを活用した用水配分システムの検証等を進める必要がある。

また、世界的にも食料需要の増大や水資源のひっ迫が見込まれており、農業用水の効率的利用を促進することに加え、気候変動に伴う大規模自然災害の頻発化にも対応するために、農業水利施設等の基盤整備や農業用水の適切な水管理、防災・減災対策等を促進する必要がある。このため、官民連携による技術の適用検討・現地実証や二国間又は多国間での技術交流、国際機関との連携を通じ、開発途上国の課題解決に資するICT等先端技術を活用した、我が国の質の高い農業農村開発技術の海外展開や人材の活用等を積極的に推進する必要がある。

#### 4 人材の育成

地方公共団体や土地改良区等の技術者が減少する中、農業の体質強化や防災・減災をはじめとする様々な課題に対応するには、地域の特性に応じた様々な施策を講ずることが重要であり、制度や技術に精通し、将来を見据え地域を総合的にコーディネート<sup>60</sup>やサポートできる牽引役が必要である。こうした役割を担い農村協働力を引き出すことのできるような人材の育成を、関係団体等とも連携し、強化することが重要である。あわせて、スマート農業を含む近年の技術開発の進展に対応できるよう地域への技術的サポートができる技術者の育成、高度化する水管理や営農等のノウハウを知る担い手の育成を推進することが重要である。

---

<sup>59</sup> 測りたい移動局（観測点）のほかに位置の分かっている基準局を必要とする測位方式で、位置情報をリアルタイムに算定し移動局の測位を行う。

<sup>60</sup> ものごとを調整し、まとめること。

さらに、将来の人口減少を見据え、幅広い分野・世代から人材を育成・確保することにより、農地・農業用水等の地域資源について、良好な状態で保全管理できる体制を構築することが重要である。

## 5 入札契約の透明性、公平性及び競争性の向上と品質確保の促進

土地改良事業の円滑な執行に当たっては、多様な入札契約制度を活用しつつ、適正価格による契約を推進し、入札契約の透明性、公平性及び競争性の一層の向上を図る必要がある。

また、建設業が抱える課題に対応するため、

- ① 余裕期間の確保を含めた適正な工期設定による長時間労働の是正、若者や女性技術者の育成・活躍に向けた労働環境の整備、最新の実態を反映した積算による適正利潤の確保などの働き方改革を推進するとともに、
- ② 衛星測位技術及びICT建設機械を用いる情報化施工の導入や、農地・農業水利施設等の3次元モデルを構築して利用・共有を図る等の土地改良事業プロセス全体のデジタル化により生産性を向上させ、
- ③ 新型コロナウイルス感染症や頻発する災害などの社会情勢の変化に対応したWeb会議の活用、立会・検査における遠隔確認などの取組を推進することにより、品質確保に関する取組を一層促進していく。

## 6 国民の理解促進

施策の展開に当たっては、農業・農村を取り巻く情勢と課題、農業・農村の有する多面的機能、土地改良事業の意義・役割等について、国民に分かりやすく情報を提示し、国民の共通理解を醸成することが重要である。

このため、様々な機会や各種媒体を活用した情報発信、様々な分野の関係者との意見交換等を積極的に行い、事業の必要性・妥当性についての理解の促進に努めるとともに、施策の実施に伴う国民負担を合理的なものにしつつ、負担の必要性について分かりやすく情報を提示し、理解と納得が得られるよう努める。

さらに、世界農業遺産・日本農業遺産及び世界かんがい施設遺産と連携した農地・農業水利施設の歴史的役割のPRを行うとともに、地域住民、消費者等に対して農作業、地域資源保全活動等への参画の機会を提供するなど農業者との交流も促進していくことが重要である。

また、次世代を担う子どもたちが、我が国の食料・農業・農村に対する理解を深めることができるよう、参加型学習等の機会を積極的に提供する。

その際、農業用水の確保・利用の仕組み、今日的課題等についても積極的に



情報提供するなどの工夫も必要である。

既存の施策の見直しや新たな施策の導入に当たっては、施策の趣旨や内容について、分かりやすい表現を用いる等の工夫をしながら、地方公共団体、土地改良区等の関係団体から農業者までの各段階への的確な伝達・浸透を徹底する。

## あとがき

平成から令和へと時代が変わり、我が国ではかつてない少子高齢化・人口減少の波が押し寄せ、特に地方では都市部よりもその影響が顕著に現れている。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による農業・農村への影響が懸念される一方、ロボット、AI、IoTといった技術革新、TPP11等の経済連携協定等の発効に伴うグローバル化の一層の進展、SDGsに対する国内外の関心の高まりなど、我が国は新たな時代のステージを迎えている。

新たな「食料・農業・農村基本計画」においては、農業者が減少する中であっても、国内需要にも輸出にも対応できる農業生産基盤の強化を図ることにより食料を安定的に供給する役割や、農業・農村における多面的な機能が将来にわたって発揮されるよう、農業・農村が持続的に発展し、次世代を含む国民生活の安定や国際社会に貢献する道筋が示された。

さらに、2030年輸出額5兆円目標の達成に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」、2050年カーボンニュートラルの実現や国際的なルール設定への積極的関与も含め、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現していく「みどりの食料システム戦略」等、農政において大きな改革が次々に進められている。

土地改良事業は、農地・農業水利施設等の整備・保全管理を直接の目的とするものであるが、その果たすべき役割は、これら直接の目的にとどまることなく、時代の大きな流れとそれを踏まえた農政の動きに沿って柔軟に変わっていかなければならない。

本計画は、このような認識の下、我が国が新たな時代のステージを迎える中、土地改良事業の実施を通じて「人口減少下で持続的に発展する農業」「多様な人が住み続けられる農村」を目指すものである。その際、土地改良事業は産業政策と地域政策の双方を担うことを踏まえ、平地、中山間地域にかかわらず、地域の特性に応じて本計画に位置付けた施策を推進することが望ましいとした。

時代の大きな転換点にあって、農業・農村の目指すべき姿と土地改良事業が重点的に取り組むべき具体の施策を明らかにした本計画が、多様な農業・農村の可能性を広げつつ、持続可能な農業・農村を実現し、ひいては地方創生への道につながることを願ってやまない。